

ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース ご案内



カートナビ搭載
5人乗り乗用カート
(電磁誘導式)



プレー料金のご案内

セルフプレー (1R)		19~59歳	60~69歳	70歳~
グリーン 会員様	平 日	6,400円	5,400円	4,900円
	土日祝	8,500円	7,500円	7,000円
G会ご同伴 ビジター様	平 日	7,500円 (通常9,600円)		7,000円
	土日祝	9,600円 (通常15,700円)		9,100円

※ 上記料金は、消費税・グリーンフィー・カートフィー・ロッカーフィー・諸経費・利用税を含みます。

※ 2サムの場合は、お一人様2,100円の割増料金となります。

※ 土日祝のキャンセルは、プレー日の3日前(プレー日を含まない)よりお一人様2,000円のキャンセル料金を申し受けます。

※ 70歳以上または身障者の方は、公的な証明書のご提示をチェックイン時にお願い致します。

※ 各種ご優待券等をご利用の際は、チェックイン時にフロントへご提出ください。

ご予約等のご案内

お一人様よりエントリーOK！組合せ致します。

電話受付
ご対応時間

☆当日プレーのご予約は、全日 AM 7:00~
☆当日以外のご予約は、 全日 AM 9:30~11:00／12:15~16:00

※ 完全セルフプレーの日は、通常営業は致しませんのでご了承お願い致します。

☆ご予約は、3ヶ月前より受付

☆第1・第2木曜は「レディースデー」の日 (祝日の場合、翌週木曜) 女性の方全員昼食+FSD付

グリーン会員のご案内

チェックイン時のご入会で即日会員様料金

グリーン会員		会員の特典
会員の種類	年次会員	
年会費	30,000円(税込)	1. バーコード付きの会員証を発行。 チェックインもチェックアウトも自動精算で簡単。 2. ポイント制。お支払い頂いたグリーンフィー(割引適用後)の 15%がご精算後に付与されます。 ※1円1P。ポイントの有効期限は最終ご来場日から半年。 ポイントはご精算時に500~4,000P迄ご使用頂けます。
有効期間	ご入会月から1年間	3. 会員の更新時は、12,000P付与致します。 4. お誕生日は、ご優待ハガキの発行。 ビジター様とご同伴で会員様は利用税500円のみ。ご同伴 ビジター様は会員様料金(料金表ご参照)でプレーが出来ます。 また、ご優待ハガキ未使用の場合はお食事券2枚と交換。 5. クラブハンディキャップの無料取得。
ご入会方法	☆会員様の紹介でご入会又はお友達を ご紹介して頂けるとポイント付与致します。 専用の申込書にご記入の上、年会費30,000円を 添え、豊田コースフロントへお申込みください。 ※ ご入会の際は、免許証のご提示が必要です。	



ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース

〒470-0314 豊田市野口町阿瀬房481-5 TEL 0565-49-0123 FAX 0565-49-0360

グリーン会員ご入会 専用申込書

ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース 御中

私は、全責任を持って
下記の者を紹介致します。
紹介者様ご署名欄

会員No. _____

様

ご紹介者無

ご入会者様
免許証のコピー

裏面のり付け

新規入会・再入会(会員証 有・無)

※ 太枠内にご本人様が明確にご記入ください。

※ 記入漏れ等がある場合、受付不可。

フリガナ必須				性別 必須	
氏名 必須				男・女	
生年月日 必須	昭	平	年	月	日 (歳)
自宅住所 必須					
自宅TEL			自宅 FAX		
携帯TEL 必須					

入会日	年	月	日	担当者
登録日	年	月	日	
有効期間	年	月から	1年間有効	
会員No.	非課税	・	BD券	

受付日 /

現金・クレジット・ロッカーキー・プレー中・次回来場 / · 郵送 /

ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース グリーン会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース「グリーン会」と称する

(目 的)

第2条 グリーン会は、ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース(以下「ゴルフ場」という。)の施設利用を通じて、健全なゴルフの普及と向上に努めると共に、グリーン会会員(以下「会員」という。)相互の親睦を図ることを目的とする。

(運 営)

第3条 グリーン会の運営は、すべてゴルフ場で行う。

(解 散)

第4条 グリーン会は、ゴルフ場の都合により解散することができる。
この場合、会員は解散に対して異議を申し立てることはできない。

(会則の改定)

第5条 グリーン会会則の改定は、ゴルフ場で定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

(細 則)

第6条 グリーン会会則に定めのない事項については、必要に応じてゴルフ場がこれを定めるものとする。

第2章 会 員

(特 典)

第7条 会員は、ゴルフ場が定める会員優待料金にてプレーができるもので、ゴルフ場の経営、優先的プレー権等、いわゆるメンバーコースにおける権利を有しない。

(入会手続き)

第8条 グリーン会に入会しようとする者は、所定の入会手続きを行い、ゴルフ場の承認通知後一週間以内に年会費の払い込みを完了しなければならない。

(種類と有効期限)

第9条 会員の種類は年次会員で有効期限は、入会承認書に記載されている入会月から1年間とする。

(年会費)

第10条 年会費はゴルフ場の定める金額とし、入会時又は更新時に全額を納入する。

年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(有効期限の更新)

第11条 有効期限の満了前に次年度分の年会費を納入した場合は、有効期限が1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(資格の喪失)

第12条 会員は、次の事由が生じたときは、その会員の資格を失う。

- (1) 会員が退会したとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 会員が除名されたとき。
- (4) 所定の手続きを行わずに、有効期限が満了したとき。
- (5) ゴルフ場がグリーン会を解散したとき。
- (6) ゴルフ倶楽部大樹豊田コース利用約款第4条及び第5条に抵触したとき。

(会員証)

第13条 会員は、ゴルフ場が会員に対し会員証の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。

(会員証の有効範囲)

第14条 会員証1枚につき会員本人のみ有効とする。他人への貸与、譲渡はできない。

(会員証の再発行)

第15条 会員証を紛失した場合、ゴルフ場所定の手続きで再発行することができる。ただし紛失時の残金は返還しない。

(住所変更等の届出)

第16条 会員が、住所・氏名等の届出内容を変更した場合は、速やかにゴルフ場にその旨を届けなければならない。

(義 務)

第17条 会員は、次の義務を負う。

- (1) ゴルフ場利用約款、グリーン会会則、エチケット・マナー等を遵守すること。
- (2) グリーン会の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと。
- (3) 会員相互の友好を心がけ、他の会員及びプレーヤーに迷惑をかける行為をしないこと。

(再入会)

第18条 本会則の第12条(1)または(4)に該当する場合に限り、退会月より6カ月を経過後再入会することができる。

平成21年2月24日 改定

ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース